

敦賀市勤労者生活安定資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、就業者の方の生活安定向上を図るため、低利な融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ① 市内に住所を有する就業者
- ② 継続的収入のある方

上記いずれにもあてはまる、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

2. 融資の条件

R6年7月11日現在

資金用途	健康で文化的な生活を営むための資金(但し、事業資金は除く)
融資限度額	200万円以内
融資期間	7年以内
融資利率	1. 80% (融資期間3年以内) 2. 10% (融資期間3年超7年以内) 注) 福井県の定める勤労者ライフプラン資金貸付金制度の貸付利率による
連帯保証人	次のいずれかの保証が必要です。 ・ 一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証 ・ 申込者と同等以上の収入のある保証人1人
申込方法	北陸労働金庫への申込となります。 所定の申込書に必要事項を記入の上、下記の書類をご用意ください。 ① 印鑑証明書 ② 給与証明書

<注意事項>

- 1) 事前に北陸労働金庫による審査がありますので、ご希望に副えない場合がございます。
- 2) 融資申込書は北陸労働金庫敦賀支店にございます。

詳しくは北陸労働金庫敦賀支店 (TEL: 0770-22-1345)、
または敦賀市役所商工貿易振興課 (TEL: 0770-22-8122) までお問合せください。